

## ○城里町立地適正化計画に係る届出制度について

都市再生特別措置法第 88 条及び第 108 条の規定に基づき、居住誘導区域外または都市機能誘導区域外において以下の条件に該当する開発行為、建築等行為を行う場合には、これらの行為に着手する日の 30 日前までに町へ届出を行う必要があります。

対象区域	届出の対象となる行為	
	開発行為	建築等行為
居住誘導区域外	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 3 戸以上の住宅の建築目的の開発行為</li> <li>○ 1 戸または 2 戸の住宅の建築目的の開発行為で、その規模が <del>1,000</del> 2,000 m<sup>2</sup> 以上のもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 3 戸以上の住宅を新築しようとする場合</li> <li>○ 建築物を改築し、または建築物の用途を変更して 3 戸以上の住宅とする場合</li> </ul>
都市機能誘導区域外	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為を行おうとする場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合</li> <li>○ 建築物を改築し、誘導施設を有する建築物とする場合</li> <li>○ 建築物の用途を変更し、誘導施設を有する建築物とする場合</li> </ul>

また、都市再生特別措置法第 108 条の 2 の規定に基づき、都市機能誘導区域内において誘導施設を休止、または廃止しようとする場合には、これらの行為をしようとする日の 30 日前までに、町へ届出を行う必要があります。

この届出は、住宅及び誘導施設の立地動向を把握し、まちづくりの方針や支援措置などの情報提供等を行うことで、居住及び都市機能の立地を緩やかにコントロールすることを目的としており、区域外における当該施設の新築等を制限するものではありません。

ただし、届出の内容が、居住誘導区域及び都市機能誘導区域内のまちづくりに大きな支障を与える可能性がある場合には、協議の上、必要に応じて勧告等の措置を行うことがあります。

		誘導施設の 建築・開発行為	3 戸以上の住宅の 建築・開発行為	1～2 戸の住宅の建築 を目的とする開発行為	
城里町		届出不要	届出不要	届出不要	
	立地適正化計画区域…都市計画区域 (独自設定の一般居住区域を含む)	届出必要	届出必要	2,000 m <sup>2</sup> 以上 <del>1,000</del> 届出必要	2,000 m <sup>2</sup> 未満 <del>1,000</del> 届出不要
		届出必要	届出不要	届出不要	届出不要
		誘導区域 都市機能誘導区域	届出不要※	届出不要	届出不要

※ 誘導施設を休止または廃止する場合に届出が必要となります

## 2. 届出書類（各一部）

	住宅に関する届出書類	誘導施設に関する書類
開発行為	届出書（様式第10）	届出書（様式第18）
	（添付書類） ①位置図（S=1:2,500程度） 当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域内の周辺の公共施設を表示する図面 ②土地利用計画図（S=1:100程度） 敷地内における建築物を表示する図面 ③各階平面図及び立面図（S=1:100程度） ④その他参考となる事項を記載した図書 ⑤委任状（代理人に委任する場合）	
建築行為 （住宅） 開発行為以外 （誘導施設）	届出書（様式第11）	届出書（様式第19）
	（添付書類） ①位置図（S=1:2,500程度） 当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域内の周辺の公共施設を表示する図面 ②土地利用計画図（S=1:100程度） 敷地内における建築物を表示する図面 ③各階平面図及び立面図（S=1:100程度） ④その他参考となる事項を記載した図書 ⑤委任状（代理人に委任する場合）	
変更の届出	届出書（様式第12）	届出書（様式第20）
	（添付書類）上記それぞれの行為で要する書類一式	
休廃止の届出	—	届出書（様式第21）

※届出書様式は町ホームページからダウンロード出来ます。

## 3. お問い合わせ先

城里町役場都市建設課 都市計画・住宅グループ

〒311-4303

茨城県東茨城郡城里町石塚1428-25

電話029-288-3111（代表）